第十五条　有効期間及び終了

a　この協定は、効力発生から八年の期間について締結される。この協定は、ユネスコ事務局長の勧告及び両締約者間の協議の後、執行委員会の決定に基づき更新される。

b　この協定は、一方の締約者が他方の締約者に対し外交上の経路を通じて送付した書面による通告を他方の締約者が受領した後、執行委員会の決定に基づき延長することができる。

c　この協定は、ユネスコ事務局長の勧告及び両締約者間の協議の後になされる執行委員会の決定に基づくユネスコから政府に対する通告により、又は両締約者間の協議の後になされる政府からユネスコに対する通告により、終了する。一方の締約者は、協議の結果にかかわらず、他方の締約者に対し、協定の終了を一方的に通告することができる。終了は、一方の締約者が他方の締約者に送付した通告を他方の締約者が受領した後、百八十日以内に効力を生ずる。

第十六条　書簡の交換

a　機構とユネスコとの間において、この協定の規定に従い、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対するユネスコが賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する書簡（以下「書簡」という。）を交換する。

b　この協定が終了する場合には、書簡は、同じ日に終了する。

c　書簡の終了の手続が開始される場合には、政府又はユネスコは、前条の規定に従い、この協定の終了について速やかに他方の締約者に通告する。この場合には、この協定は、書簡の終了の日と同じ日に終了する。

第十七条　改正

この協定は、両締約者間の書面による合意により、かつ、更新のための評価の結論を考慮して、改正することができる。

第十八条　紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する紛争は、両締約者間の協議によって解決する。

第十九条　特権及び免除

この協定の又はこの協定に関連するいかなる事項も、ユネスコの特権及び免除の放棄とはみなされない。

以上の証拠として、下名は、この協定に署名した。

二千二十五年十二月十八日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　加納雄大

国際連合教育科学文化機関のために
　エルネスト・レナト・オットーネ・ラミレス

○財務省告示第三百三十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十一月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十二月二十六日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	1,000,000,000円	101.53円
〃	第24回	2,000,000,000円	101.29円
〃	第27回	6,800,000,000円	102.18円
〃	第30回	500,000,000円	99.03円
〃	第30回	500,000,000円	99.05円
〃	第30回	500,000,000円	99.07円
〃	第30回	2,000,000,000円	99.09円
〃	第30回	500,000,000円	99.10円
〃	第30回	500,000,000円	99.11円
〃	第30回	300,000,000円	99.12円
〃	第30回	1,500,000,000円	99.14円
〃	第30回	600,000,000円	99.15円
〃	第30回	3,400,000,000円	99.18円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省
経済産業省告示第六号
国土交通省

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和七年農林水産省経済産業省国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一～第四　（略）	第一～第四　（略）
第五　その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関し必要な事項 1　（略） 2　運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる事項 運転者の運送及び荷役等の効率化を行うに当たっては、国、地方公共団体及び民間事業者は、次に掲げる事項を実施し、	第五　その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関し必要な事項 1　（略） 2　運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる事項 運転者の運送及び荷役等の効率化を行うに当たっては、国、地方公共団体及び民間事業者は、次に掲げる事項を実施し、